

今月のテーマ 「社員旅行の費用負担と給与課税」

1. Q 企業が社員旅行の費用を負担したことで受ける従業員等の経済的利益は、給与課税の対象外になるでしょうか。

A 従業員が社員旅行により受ける経済的利益については、その旅行の内容、例えば旅行の目的、規模、従業員等の参加割合などを総合的に勘案して判断するところ、その経済的利益が少額の現物給与は強いて課税しないという少額不追求の趣旨を逸脱しないものと認められ、次の(1)(2)のいずれの要件をみたしている場合には原則として給与課税の対象外となっています。

- (1)旅行期間が4泊5日以内であること。
- (2)参加する従業員等の参加割合が50%以上であること



2. Q 近年、ハラスメントなどの問題が起こる可能性のある社員旅行は減りつつありますが、その2つの要件に正しく合致しなければ、給与課税になるでしょうか。

A そこで国税庁はそのタックスアンサーにおいて、福利厚生規程に基づき

- ①社員旅行を年1回行うこと
- ②全従業員等を対象に参加者を募集し、親睦と勤労意欲向上を目的として行われることで、その経済的利益も少額と認められる場合は、従業員等の参加割合が50%未満でも、課税しなくて差支えないとしました。

3. Q 参加割合が50%未満である事例ですが、その参考となる判例があるのでしょうか。

A この事例で38%未満とされているのは、大阪高裁昭和63年3月31日の判決で示された内容を踏まえたものです。だからと言って参加割合38%の確保のみをもって給与課税の対象外とするのではなく、その社員旅行の内容を総合的に勘案した上で、社会通念上一般に行なわれている旅行でなければ、給与課税の対象となります。

FM佐賀「野中税理士のなるほど税務ナール！」放送中!

11月放送は 11月11日、25日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分～

今日の
一句

以前は10月10日が体育の日でした。そこで一句!!

「庭掃除 キンモクセイの 甘い香り」

(昭和39年10月10日アジアで初めて東京オリンピックがありました)

♪ 君のひとみは10000ボルト 堀内孝雄(アリス)

九星占い (11月)

《一白水星》

吉凶混合月です。焦りは禁物です。足元を固め手堅く行動するのが吉です。財布の紐が緩くなりそうです。無駄使いに注意!

《二黒土星》

運気は上昇中ですが、見切り発車は要注意です。下調べをきっちり行う事が大切です。家族サービスが運気UPに!

《三碧木星》

運気は上々です。仕事運も順調です。周りの意見に耳を傾けて和を心がけて下さい。金運も良いので貯蓄を始めるも吉です。

《四緑木星》

幸運月です。何事も滞りもなく順調に進むでしょう。愛情、出会い運もよく、パートナーのいない人は良い出会いがあるでしょう。

《五黄土星》

運気は良いのですが、油断は禁物です。思わぬ落とし穴が!情報をしっかりと集めて下準備が大切です。周囲への気遣いが運気UPに!

《六白金星》

好運月です。自分磨きをする時です。色んな人と交流し見識を広めましょう。将来のために色んな知識を身につけていく事が運気UPに!

《七赤金星》

停滞月です。何となく色んな事が上手く行かないと感じるかもしれません。静かに時が過ぎるのを待ちましょう。温泉でリフレッシュが吉。

《八白土星》

イライラしがちな時です。上手く気分転換をして中庸に努めましょう。周りの人に優しくする事が運気UPに繋がります。

《九紫火星》

安定月です。今まで停滞してきた事が順調に流れ出すでしょう。思い切って色んな事にチャレンジして運気UPに繋がります。